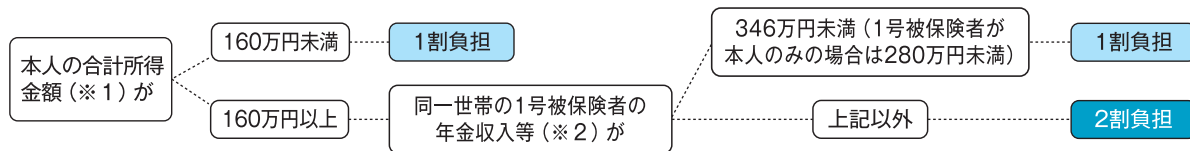


介護保険制度の改正について

○「介護保険負担割合証」を交付します

平成27年8月から、一定以上の所得のある65歳以上の人が介護保険サービスを利用したときの利用者負担が、1割から2割に変更になります。(現行はすべての方が1割負担)

要介護認定を受けられている方には7月下旬に「介護保険負担割合証」を交付します。介護サービス事業者はこの介護保険負担割合証をご提示ください。



※1 合計所得金額：収入の合計から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額

※2 年金収入等：年金収入+その他の合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)

◎本人の合計所得金額が160万円以上の方は世帯構成員の変更に伴い負担割合も変更となる場合があります。この場合、世帯構成員の変更のあった月の翌月(変更日が月の初日であればその月)から新しい負担割合となります。

○住民税非課税世帯の人が受けられる施設入所等の食費居住費軽減の条件が変わります

①②のいずれかに該当する場合、食費居住費軽減の対象にはなりません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合

※現在、食費居住費軽減(介護保険負担限度額認定)を受けられている方への更新案内は6月中旬に送付する予定です。

○高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

高額介護サービス費の限度額が、一律37,200円から、所得により次のようになります。

区 分			世帯限度額	個人限度額
市町村民税課税世帯	世帯内に課税所得145万円以上の1号被保険者がいない人		37,200円	37,200円
	世帯内に課税所得145万円以上の1号被保険者がいる人	下記以外で申請をした人	※ 37,200円	※ 37,200円
		第1号被保険者の収入の合計が520万円以上(本人のみの場合は383万円)	44,000円	44,000円

※印の判定は、本人の収入額申請に基づいて行うため、6月下旬、対象となる可能性のある方に申請書(「介護保険基準収入額適用申請書」)を送付する予定です。申請のない場合は、44,000円となります。

○第1号被保険者の保険料が変わります

平成27年度～28年度の鏡野町の介護保険料の基準額は、月額6,400円(年額76,800円)です。

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、標準の段階設定が6段階から9段階になります。

所得段階	対象となる方	平成27年度～28年度		
		調整率基準額×	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	2,880	34,560
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.75	4,800	57,600
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.75	4,800	57,600
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.9	5,760	69,120
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1.0	6,400	76,800
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	7,680	92,160
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.3	8,320	99,840
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.5	9,600	115,200
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上	1.7	10,880	130,560

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課

介護保険係

電話 (0868) 54-2986